

【 処置 】

２８１ 留置カテーテル設置時（膀胱）等の血管造影用ガイドワイヤー（微細血管用）の算定について

《令和６年８月３０日》

○ 取扱い

次の場合の血管造影用ガイドワイヤー（微細血管用）の算定は、原則として認められない。

- (1) J 063 留置カテーテル設置時（膀胱）
- (2) 尿管ステントセット（一般型・標準型）又は尿路拡張用カテーテル（尿管・尿道用）使用時
- (3) K 682- 2 経皮的胆管ドレナージ術時
- (4) 胆管造影時

○ 取扱いを作成した根拠等

血管造影用ガイドワイヤーは、血管造影用カテーテル等を血管内の標的部に誘導することを目的に使用するガイドワイヤーであり、微細血管用については、厚生労働省通知※において、血管内手術用カテーテル等と併用するものである等の定義が示されている。

以上のことから、上記処置等の場合の血管造影用ガイドワイヤー（微細血管用）の算定は、原則として認められないと判断した。

（※）特定保険医療材料の定義について